

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答)

憲法や地方自治法を尊重し、第4次津島市総合計画に基づき、住民がいきいきと暮らせるまちを目指しています。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答)

津島市からの納付催告に応じない方や、約束した分割納付を守っていただけないような方等については、滞納整理機構に移管してまいります。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

差押えや納税の猶予等につきましては、今後も法令を遵守してまいります。また、これまでどおり分割納付にも応じるとともに、納税折衝の中で減免等に該当することが判明した際には、必要な手続きをご案内してまいります。

#### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護法に基づき適正実施を行うと共に、関係機関と連携を図り、漏給防止に努めています。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答)

生活保護制度には、最後のセーフティネットとしての役割を引き続き十分に果たしていくことが求

められています。支援が必要な方に確実に保護を実施しています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答)

生活保護費については、国は他の制度にできる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としています。連動する諸施策については、個別に判断・対応しています。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

警察官 OB は、交通安全や防犯の啓発や市民からの相談、また行政への暴力等に対応するために配置しており、市の交通防犯等及び行政の円滑な実施に重要な役割を果たしております。また、所属は地域安全を所管する部署であり、必要最低限の人数にとどめております。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答)

生活困窮者自立相談支援事業については、直営で実施する予定で、準備を進めているところです。生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして必要な支援を実施する予定です。

## 2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

介護保険法に基づき一般会計から繰り入れを行っています。基金については、今年度の收支状況を勘案し、一定額積立、それを財源とし取り崩すことにより保険料軽減を検討しています。保険料段階は国の基準より多い 14 段階の多段階を実施しており、応能負担を強めています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護保険料については、条例により老齢福祉年金受給者や災害等に対する減免措置を行っています。また、国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を通じて、利用料の軽減を図っています。

## (2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

愛知県内でも津島市は施設整備が充実しております。利用者の介護サービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護 1 カ所、認知症対応型共同生活介護3カ所で実施しております。今年度認知症対応型共同生活介護施設 1 カ所の開設を予定しております。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答)

地域包括センターについては、人口規模から市内 3 か所が適切と考えています。また、地域支援事業との連携を考え、医療法人・社会福祉法人への委託が望ましいと考えております。しかし、今後高齢者の増加を考え、地域包括支援センターの増員、増設の検討の必要があります。

- ③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答)

平成 24 年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善として介護職員処遇改善加算が創設され実施されています。

市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが中心となって協議会を設け、勉強会や意見交換会が定期的に開催されており、津島市も協力しています。

## ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

(回答)

現行のサービスを継続しつつ、様々なニーズに応じたサービスを創出していきます。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

(回答)

専門的なサービス事業は継続的に提供していきます。利用者負担においては、国の指針、近隣市町の状況を考慮し適正に実施してきます。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

(回答)

申請時、窓口での聞き取りを適切に対応します。また、介護認定を希望される方は要介護認定の申請をしていただく予定です。

#### (4)高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

ひとり暮らし登録事業、配食サービス事業、救急キットの配付事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答)

介護認定保持者の方へのヘルパーによる買い物同行サービス等の実施及び障がい者の方等へのタクシー料金の助成を行っているほか、障がい福祉サービスにて外出の支援を行っています。また、低床の巡回バス2台により市内4コースを運行し、利用者の活動支援を行っています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(回答)

閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者ふれあいサロン事業を実施しています。より多くの高齢者が気軽に参加できるように会場を増やす計画を検討しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

津島市の公営住宅整備の予定は現時点では未定です。  
参考に市内における公営住宅ですが、県営愛宕住宅(2棟:計91戸)はバリアフリー対応で整備され供給されています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスでは平成20年10月に自己負担金を見直し、負担額を軽減しました。  
同時に週5回の配食を6回に拡充しました。平成21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し自立支援を行っています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費につきましては既に受領委任払い制度を実施しています。

## ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除発行要領に基づき、ほぼすべての要介護認定 1 以上方を障がい者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

障がい者控除対象となる方全員に、障がい者控除対象者認定申請書を送付しております。

## 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

子ども医療費無料制度について、18 歳に到達する年度末までのすべての子どもを対象とする制度拡大は困難です。経済的に支援が必要な家庭について助成しています。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

## 4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

妊産婦の無料健診につきましては、国の指針に基づき、14 回の助成を行っております。国の指針、また、県、各市の状況等の動向を見守りたいと考えております。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1. 4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)

就学援助制度について、受給基準は、生活保護基準の1.0倍です。市のホームページ、広報において制度の周知を行っています。平成26年度から一部支給額の拡充を実施しました。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

(回答)

学校給食法第11条に基づき保護者に負担していただいており、給食費の無料化は考えていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようしてください。

(回答)

子ども・子育て支援法第1条に基づき、すべての子どもが健やかに成長できるよう努めます。また、施設形態によって内容に違いはありますが、市の条例等に基づいて適切な教育・保育が受けられるようにしてまいります。

## 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)

国や県の今後の動向を見守りながら適切に対応していきます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

今後の国保財政基盤の安定化策の状況を注視しつつ、国保の安定的な運営ができるよう保険税のあり方についても検討していきます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

国保の安定的な運営を図るため、制度全体として検討します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答)

イと同じ

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

保険税の減免等については、前年所得から本年所得が3分の1以上減少の世帯を対象としています。所得減少による減免要件の拡大の予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて要綱に基づいて実施しています。短期保険証についても、発行に際しては本人との面談を前提にしており、十分に実態を把握して対応しております。また、保険税が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差押えを行っています。なお、相談がなく納税していない世帯の18歳(年度末)までの方には短期保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)

アで回答

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

(回答)

アで回答

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

アで回答

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度は、平成20年4月から始まり、平成22年7月より生活保護基準額の1.4倍以内の方を対象とするように拡大しました。それ以上の拡大は、現在予定しておりません。

## 6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたいと考えています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)

利用者と相談の上、必要な時間数を支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)

利用者と相談の上、期間を設けて支給決定しています。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

介護保険では対応できない部分について障がい福祉サービスを提供しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答)

国の制度に従ってまいります。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答)

福祉サービスにおける院内の介助については、通常病院スタッフにより提供されるものとされております。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

今後、県と連携し、国への要望を検討します。

## 7. 予防接種について

- ① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

市独自の一部公費助成については、現在考えておりません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者の肺炎球菌予防接種については、平成26年10月から、定期予防接種により対応してまいります。なお、平成26年度中は、任意予防接種を現行どおりの助成額で実施いたします。

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)

県の補助事業により実施してまいります。対象者の拡大、補助額の上乗せは、現在考えておりません。

## 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

県の動向を見守っていきたいと考えております。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

(回答)

県の動向を見守っていきたいと考えております。

以上